

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年3月まで  
オンライン記録によると、申立期間は、定額保険料のみ納付した記録とされているが、他の国民年金加入期間と同様に付加保険料も納付したはずである。  
申立期間について、付加保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間を除き、付加保険料もすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人から提出された申立人の夫の源泉徴収票(昭和59年分及び60年分)の「社会保険料等の金額」のうち「申告による控除分」欄に計上された金額は、申立人が申立期間について定額保険料とともに付加保険料も納付した場合の納付金額と一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の付加年金加入の申出日が、被保険者台帳上は昭和59年9月29日となっているにもかかわらず、A市区町村が保管する被保険者名簿上では60年4月となっているなど、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月まで期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで  
② 昭和42年4月から43年3月まで

申立期間当時、長兄が経営する会社に勤めていたが、会社に社会保険制度が無かったため、国民年金制度発足当初から、長兄夫婦及び次兄と一緒に国民年金に加入し、昭和49年8月に会社に社会保険制度ができるまで国民年金をずっと掛けていた。昭和40年度と42年度が未納とされているが、そのような納付の仕方はないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、納付年月日が確認できる申立人の昭和36年度から39年度までの国民年金保険料は、当初の3か月を除き、すべて納期限内に納付されていることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、被保険者台帳管理簿によれば、長兄夫婦、次兄及び申立人の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていたことが確認できる上、資格取得日はいずれも昭和35年10月1日であることから、長兄等と一緒に国民年金に加入したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間の前後の期間はいずれも納付済みである上、申立期間の前後を通じて国民年金保険料の納付を妨げるような事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島厚生年金 事案350

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和41年9月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動したにもかかわらず、同社B支店（厚生年金保険の適用はA社本店）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月31日とされていることにより、1か月間の未加入期間ができています。

継続して勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じてA社に継続して勤務し（昭和41年9月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和41年9月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が

同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島国民年金 事案497

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年3月まで  
申立期間当時、私は結婚が決まり、子供のこと等将来のことを考えていた時期であった。  
退職金もあり、支払いに困る理由も見当たらない上、年金の支払いに関しては今までできる限り努力してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、当初、平成元年2月20日とされており、20年12月16日に追加訂正処理（昭和63年1月21日の資格取得及び同年4月1日の資格喪失）が行われるまでの間、申立期間は未加入期間として取り扱われていたと見られることから、社会保険事務所（当時）において、申立期間に係る国民年金保険料を収納することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年2月20日から同年3月15日までの間に払い出されたものと推測できることから、結婚前に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年から60年ごろまで  
② 昭和61年から63年ごろまで

私は、申立期間①をA社で、申立期間②をB社で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、両申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、少なくとも申立期間①のうち昭和59年9月1日から60年1月15日までの期間及び同年6月27日から同年8月25日までの期間について、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社に照会しても、申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務期間について確認することができない上、当時の同僚に照会しても、申立人の勤務期間に係る供述は得られないことから、勤務期間の始期及び終期を特定することができない。

また、複数の同僚の供述及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から当該同僚らの厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、当該事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、当該事業所では、従業員について必ずしも厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社の昭和55年12月3日から62年6月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②については、B社が保管している給与台帳により、申立人が、昭和60年10月から62年1月までの期間について、B社に勤務していたことは確認できるが、当該期間以外について申立人が勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、当該給与台帳において、申立事業所が当該期間について申立人に支給した給与から厚生年金保険料が控除された形跡は認められない。

さらに、当該給与台帳において厚生年金保険料の控除について記載されていない複数の同僚について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該同僚すべてにおいて、厚生年金保険料の控除が記載されていない期間に係る厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できないこと及び申立期間②当時の経理担当者等の供述から判断すると、申立事業所が従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、B社に照会したところ、健康保険及び厚生年金保険の加入については、一律ではなく個人差があった旨回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、B社の昭和55年4月1日から62年9月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

3 当時の同僚から事情を聴取しても、両申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる具体的な供述を得ることができず、ほかに、申立人の給与から各事業主により、両申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月1日から61年9月1日まで  
② 昭和62年4月1日から同年8月1日まで  
③ 昭和63年3月1日から平成元年7月1日まで  
④ 平成元年10月1日から9年9月1日まで

私がA社（A社及びB社等5社が合併し、平成13年10月にC社を設立）に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、D社に勤務していた申立期間③及び④に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額とかい離しているので、調査の上、すべての申立期間に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録並びにB社に係るオンライン記録によれば、A社において同じ部署に勤務し、B社に転勤した後も引き続き同じ部署で勤務していたと申立人が主張する同僚及び申立人について両申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日並びに標準報酬月額が一致していることが確認できる上、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も認められない。

また、C社から提出された申立人の「退職金計算書」に記載されている保険料等未納分控除額により、少なくとも昭和62年7月分の厚生年金保険料は、社会保険事務所（当時）で決定された標準報酬月額（18万円）に基づく保険料控除額であることが確認できる上、同計算書に記載されている本給は14万300円、資格給は2万6,000円であり、申立事業所は、資格給が加算されるのは1年間の研修員期間終了後であると回答しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社にお

ける厚生年金保険被保険者の資格を申立人と同日である昭和60年4月1日付けで取得し、同日における標準報酬月額が申立人と一致していることが確認できる同僚は、「大卒者の初任給について金額までは記憶に無いが、私が厚生年金保険被保険者の資格を取得した当時の標準報酬月額について、社会保険事務所の記録に違和感はない。」と供述していることから判断すると、A社に入社した当時の大卒者の初任給が一律16万7,000円であったとする申立人の主張は不自然である。

- 2 申立期間③及び④については、申立人同様、D社に契約社員として採用され、昭和63年3月1日から厚生年金保険に加入している複数の同僚の標準報酬月額をオンライン記録から確認したところ、11万円から11万8,000円までの標準報酬月額で決定されていることから判断すると、入社当時の契約社員の報酬が一律16万円だったとする申立人の主張は不自然である。

また、両申立期間における標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正された形跡も認められない。

さらに、D社を退職後、申立人に交付された雇用保険受給資格者証の賃金日額から検証したところ、申立人の退職時の報酬月額は26万円程度であったことが推認できるところ、当該報酬月額は申立人の主張している報酬月額(30万円)とかい離している。

- 3 このほか、すべての申立事業所への照会結果及び複数の同僚の供述においても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。